

◆補助金制度の概要◆

	地域の見守り活動 支援事業	防犯設備整備補助事業
対象団体	町会・自治会（商店街等は町会・自治会と連携して実施する場合に限っては対象となります）	商店街等（※1）
対象設備	街頭防犯カメラ（道路を映すもののみ） ※対象外：マンションなどの共同住宅の敷地内、公園、駐車場、ごみ捨て場、店舗など特定の施設や場所を映す場合	
負担割合	設置団体：1/6 市：1/3 東京都：1/2	設置団体：1/3 市：1/3 東京都：1/3
補助金の限度額	単独実施の場合：500万円 （都：300万円、市：200万円） 町会・自治会を含む複数団体で連携して実施する場合：750万円 （都：450万円、市：300万円）	600万円 （都：300万円、市：300万円）
	※防犯カメラ1台あたりの経費は60万円を限度とする （60万円を超える部分は各団体の負担となります）	
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回以上の見守り活動（防犯パトロールなど）を5年間継続して実施すること ・市から安全・安心まちづくり推進地区の指定を受けること ・地域団体内の確実な合意があること（総会などでの承認が必要です） ・設置予定場所の土地所有者や近隣住民の承諾を得られていること（設置主体から個別に説明し、承諾を得ていただきます） 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動（防犯パトロールなど）を5年間継続して実施すること ・地域団体内の確実な合意があること（総会などでの承認が必要です） ・設置予定場所の土地所有者や近隣住民の承諾を得られていること（設置主体から個別に説明し、承諾を得ていただきます）
その他	防犯カメラ設置費用の他にも、電気代（1台あたり月310～320円程度）や電柱共架料（防犯カメラを電柱に設置する場合にかかる費用で、電柱1本あたり年間2400円）などの運用経費がかかります。	